

別紙 2

協定の解消に関する合意書

練馬区（以下「甲」という。）と、喬木村（以下「乙」という。）は、平成 7 年 12 月 5 日に締結した練馬区と喬木村との災害時における相互援助に関する協定（以下「協定」という。）の解消に関し、つぎのとおり合意する。

（趣旨）

第 1 条 この合意は、甲または乙のいずれかに非常災害が発生した場合において、相互に協力または援助することが難しいことから、協定第 8 条に基づく協議の結果、協定を解消するものである。

（協定の解消）

第 2 条 甲および乙は、合意により平成 24 年 3 月 31 日をもって協定を解消する。

この合意の成立を証するため、この合意書を 2 通作成し、それぞれ押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成 24 年 3 月 16 日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目 1 2 番 1 号
練馬区

練馬区長 志村 豊志郎



乙 長野県下伊那郡喬木村 6 6 6 4 番地
喬木村

喬木村長 大平 利次

